

松前町建設工事入札参加資格者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松前町建設工事入札参加資格審査要綱（令和3年4月松前町告示第26号。以下「要綱」という。）第7条第1項の格付（以下「格付」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付の等級)

第2条 格付は、別表第1の左欄に掲げる工種（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。以下同じ。）ごとに、その業者の別表第1の中欄に掲げる総合点数（次条の総合点数をいう。同表において同じ。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級とする。

(総合点数)

第3条 総合点数は、次の各号に掲げる業者の区分に応じ、工種ごとに当該各号に定める点数（小数点以下は、四捨五入とする。）とする。

(1) 町内業者（松前町町内業者及び準町内業者の認定基準（平成22年2月松前町告示第12号。以下「町内業者等認定基準」という。）第2条第1項に規定する町内業者をいう。以下同じ。） 当該業者の建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の点数に付与点数（次条第1項の付与点数をいう。別表第2において同じ。）を加えた点数

(2) 準町内業者（町内業者等認定基準第2条第2項に規定する準町内業者をいう。） 当該業者の総合評定値の点数

(3) 前2号に掲げる業者以外の業者 当該業者の総合評定値の点数に0.9を乗じて得た点数

(付与点数)

第4条 付与点数は、工種ごとに、当該業者の町発注工事实績点数（次項の町発注工事实績点数をいう。別表第2において同じ。）に応じ、同表に規定する点数とする。

2 町発注工事实績点数は、工種ごとに、当該業者が過去3年度の期間において施工した町発注の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）（以下「実績工事」という。）1件ごとの評定点合計（工事成績評定要領（平成15年4月1日施行）第5条第1項に規定する評定点合計をいう。以下同じ。）に当該実績工事の請負金額を乗じて得た数の当該工種の全ての実績工事分を合計して得た数を当該工種の実績工事の請負金額の合計額で除して得た数（以下「平均工事成績点」という。）に、補正係数（次項の補正係数をいう。別表第3において同じ。）を乗じて得た数（小数点以下は、四捨五入とする。）の点数とする。

3 補正係数は、工種ごとの平均工事成績点に応じ、別表第3のとおりとする。

(格付の通知)

第5条 要綱第9条第2項の規定による通知は、建設工事入札参加資格審査結果及び格付通知書（別記様式）により行う。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

格付等級表

工種	総合点数	等級
土木一式	830点以上	A
	700点～829点	B
	580点～699点	C
	579点以下	D
建築一式	800点以上	A
	700点～799点	B
	630点～699点	C
	629点以下	D
その他の工種の各建設 工事	800点以上	A
	700点～799点	B
	600点～699点	C
	599点以下	D

別表第2（第4条関係）

付与点数

町発注工事实績点数	付与点数
97点以上	140点
96点～94点	133点
93点～91点	126点
90点～88点	119点
87点～85点	112点
84点～82点	105点
81点～79点	98点
78点～76点	91点
75点・74点	84点
73点・72点	77点
71点・70点	70点
69点・68点	63点
67点・66点	56点
65点・64点	49点
63点・62点	42点
61点・60点	35点
59点・58点	28点
57点・56点	21点
55点・54点	14点
53点・52点	7点
51点～46点	0点

45点 ～ 39点	－ 7点
38点 ～ 35点	－14点
34点 ・ 33点	－21点
32点 ・ 31点	－28点
30点以下	－35点

- 備考1 格付の対象である工種の実績工事のうちに評定点合計が80点以上の工事がある場合の付与点数は、上の表による点数に、評定点合計が80点以上の工事1件につき7点を加えた点数とする。
- 2 格付の対象である工種の実績工事のうちに評定点合計が60点未満の工事がある場合の付与点数は、上の表による点数に、評定点合計が60点未満の工事1件につき7点を減じた点数とする。
- 3 格付の対象である工種の実績工事の請負金額の合計額が300万円未満の場合の付与点数は、上の表による点数を2で除して得た数（小数点以下は、四捨五入とする。）の点数とする。ただし、上の表による点数が負の点数の場合は、この限りでない。
- 4 過去3年度の期間において松前町建設工事優良表彰を受けている業者の付与点数は、同表彰を受けた工種について、上の表による点数に、当該表彰を受けた工事1件につき7点を加えた点数とする。

別表第3（第4条関係）

平均工事成績点	補正係数
80点以上	1.5
75点～80点未満	1.3
65点～75点未満	1.1
60点～65点未満	0.9
60点未満	0.7

別記様式（第5条関係）

建設工事入札参加資格審査結果及び格付通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

年 月 日付けで審査の申請のあった建設工事入札参加資格については、これを有すると認め、格付を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

建設工事の種類	格付等級

格付基準日 年 月 日
格付の有効期間 年 月 日まで

問合せ先

松前町 課 係

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

TEL (089) 985-2111 (代表) 内線 (直) (089) -